

○警察署地域警察部門における総括係長制度の実施について

平成 28 年 8 月 16 日

務 第 1905 号

警 察 本 部 長

警察署地域警察部門における総括係長制度の実施について（通達）

交替制勤務の課長代理が配置されていない警察署地域課（以下「地域課」という。）における指揮命令系統及び責任の所在を明確にするため、みだしの制度を平成 28 年 9 月 1 日から次のとおり実施するから、誤りのないようにされたい。

1 趣旨

交替制勤務の課長代理が配置されていない地域課においては、夜間、休日等の地域課長不在時における責任の所在が不明確となり、警部補相互のもたれ合いから、事件事故等への消極的な対応等が懸念されることから、地域課に配置する警部補の中から所管業務に係る指揮命令権を付与した総括係長を指定することにより、指揮命令系統及び責任の所在の明確化を図り、もって迅速的確な地域警察運営に資するものである。

2 実施警察署

原則として一つの当務（地域第一係、地域第二係又は地域第三係をいう。以下同じ。）に複数の警部補を配置している警察署（地域課に交替制勤務の課長代理を置く警察署を除く。）とする。

3 総括係長の職務権限

総括係長は、地域警察活動に係る職務執行に当たり、各当務の責任者として、同一当務の勤務員を指揮監督し、業務管理を行うものとする。

また、他の当務の日勤勤務中の警部補に対しても、必要により指揮命令権を行使することができる。

4 警察署長による任務付与

警察署長は、本制度の趣旨を逸脱しない範囲において、総括係長に任務を付与することができる。

5 総括係長の指定

警察署長は、地域課に配置した警部補の中から、原則として、勤務成績が優秀で、かつ、総括係長としての任務を行う能力及び人格を有すると認めるものを当務ごとに指定し、当該職員に通知すること。

なお、指定した総括係長は、埼玉県地域警察運営規程（平成 15 年埼玉県警察本部訓令第 51 号）第 2 条に規定する活動単位に配置しないこと。

6 実施上の留意事項

- (1) 警察署長は、本制度の適正かつ効果的な実施を図るため、本制度の趣旨を部下職員に徹底すること。
- (2) 地域課の日勤制勤務に従事する警部補は、当務とは別の係に属するものであるが、実際に地域警察活動を行う上で、当務の警部補と協働で活動する機会が多いことから、必要により総括係長が指揮命令権を行使できる対象とする。
- (3) 総括係長に指定された者が、人事異動によりその職を離れたときは、当該指定は、解除されるものとする。

実施日

- 1 この通達は、平成 28 年 9 月 1 日から実施する。
- 2 この通達実施の際、従前の規定により総括係長に指定されている者は、本通達の規定により指定された総括係長とみなす。

実施日（令和 4 年 2 月 21 日務第 452 号）

この通達は、令和 4 年 2 月 21 日から実施する。